

奈良県教育委員会教育長訓令第3号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第八条第一項及び第二項中「保健体育課」を「健康・安全教育課」に改める。